

○御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年9月29日

規則第19号

改正 昭和49年7月30日規則第20号

昭和54年5月1日規則第7号

昭和55年6月26日規則第11号

昭和57年4月1日規則第13号

昭和58年10月31日規則第17号

昭和59年9月20日規則第12号

昭和60年3月26日規則第1号

昭和62年3月31日規則第3号

平成6年1月6日規則第3号

平成6年10月1日規則第27号

平成8年4月1日規則第4号

平成8年12月11日規則第18号

平成9年11月10日規則第13号

平成11年6月21日規則第8号

平成12年7月28日規則第15号

平成12年12月25日規則第23号

平成13年10月29日規則第30号

平成14年4月10日規則第18号

平成15年4月7日規則第13号

平成17年7月29日規則第22号

平成19年1月25日規則第1号

平成19年7月27日規則第19号

平成24年8月1日規則第21号

平成26年9月29日規則第21号

平成27年4月1日規則第9号

平成27年12月28日規則第31号

平成28年3月31日規則第7号

平成28年7月11日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年御所市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給資格証申請書（様式第1号。以下「受給資格証申請書」という。）に、子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 受給資格証申請書を受理した市長は、当該申請が条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、子ども医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付する。

- 2 市長は、前項の申請が条例第2条に定める要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、子ども医療費受給資格証交付却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 市長は、前条に規定する受給資格証申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、第1項の規定に準じて受給資格証を交付することができる。
- 4 市長は、この規則の規定により受給資格証申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 5 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

(市長が定める助成金控除額)

第4条 条例第3条第1項第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円

2 前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

(支給方法)

第4条の2 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格証の更新申請等)

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に受給資格証申請書に子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類を添え、これを市長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証申請書により市長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、受給資格証を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者又は子どもが、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 子どもの医療に関する給付を行う保険者、又は共済組合に変更が生じたとき。
- (3) 子どもが死亡したとき。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による死亡の

届出義務者は、死亡届を市長に提出しなければならない。

(受給資格登録の停止)

第7条の2 市長は、条例第7条の2に該当する者であることを確認したときは、受給資格登録停止通知書(様式第5号)を交付することができる。

2 市長は、前項により通知を受けた者が同条に該当しなくなったことを確認したときは、受給資格登録停止解除通知書(様式第6号)を交付しなければならない。

(受給者台帳の整備)

第8条 市長は、子ども医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年規則第20号)

この規則は、昭和49年7月31日から施行する。

附 則(昭和54年規則第7号)

この規則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則(昭和55年規則第11号)

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に作成されている乳児医療費受給者台帳は、この規則による改正後の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第8条の規定により作成された乳児医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の御所市乳児医療費の助成に関する条

例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和62年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定は、昭和62年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の規定により交付された乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている乳児医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第27号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間はそれぞれこの規則による改正後の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された乳児医療証及び乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成8年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年8月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第18号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の御所市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている乳児医療費受給資格証の用紙で残部のあるも

のについては、この規則による改正後の御所市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年6月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の御所市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている幼児医療証は、当該幼児医療証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の御所市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された幼児医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている幼児医療証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年規則第23号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年8月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成14年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている請求書の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成15年規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行に際し、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年規則第22号)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第19号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御所市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、この規則による改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正を加え、使用することができる。

附 則 (平成26年規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の御所市子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の御所市子ども医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の御所市中心身障害者医療費助成条例施行規則及び第3条の規定による改正前の御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、御所市中心身障害者医療費助成条例施行規則及び御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の御所市情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の御所市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の御所市税条例施行規則、第6条の規定による改正前の御所市企業立地の促進等に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の御所市国民健康保険税の減免に関する規則、第8条の規定による改正前の御所市社会福祉法施行細則、第

9条の規定による改正前の御所市生活保護法施行細則、第10条の規定による改正前の御所市保育の実施に関する条例施行規則、第11条の規定による改正前の御所市立保育所における延長保育の実施に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の御所市立保育所における一時預かり事業の実施に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の御所市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第16条の規定による改正前の御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則、第17条の規定による改正前の老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則、第18条の規定による改正前の身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則、第19条の規定による改正前の御所市心身障害者医療費助成条例施行規則、第20条の規定による改正前の御所市精神障害者医療費助成条例施行規則、第21条の規定による改正前の御所市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則、第22条の規定による改正前の御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則、第23条の規定による改正前の御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例施行規則、第24条の規定による改正前の御所市あき地の雑草等の除去に関する条例施行規則、第25条の規定による改正前の御所市墓地等の経営の許可等に関する規則、第26条の規定による改正前の御所市工場等設置奨励条例施行規則及び第27条の規定による改正前の御所市ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築の規制に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

子ども医療費受給資格証(新規・変更・再交付)申請書

年 月 日

御所市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電 話 自 宅  
連 絡 先

子ども医療費受給資格証の交付(更新)を次のとおり申請します。

なお、必要のあるときは前年中の所得状況に関し、税務関係当局において調査することに同意します。

子 ど も	(ふりがな) 氏 名	( )	生年月日			
			個人番号			
	住 所	1月2日以降転入した方記載 年 月 日				
保 護 者	(ふりがな) 氏 名	( )	生年月日	続柄		
			個人番号			
	住 所					
加 入 医 療 保 険	被保険者名又 は組合員氏名		区 分			
	記号・番号					
	保 険 者 名		保険者番号			
振 込 先	金 融 機 関		口座番号			
	口座名義人					
	受給者証番号		資格始期			
	備 考 欄					
公的所得状況資料	1. 課税台帳 2. 特別徴収税額通知書 3. 納税通知書 4. 課税証明書					
	処 理 欄	受 付	入 力			

(委任状)	
私は	を代理人と定め、次の権限を委任します。
年 月 日	日に申請した医療費の受領に関すること。
申請者の住所 氏名	㊟
代理人の住所 氏名	㊟

様式第2号（第3条関係）

（表）

 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                 子ども医療費受給資格証             </div>											
公費負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
受給者	住所										
	氏名										
	生年月日										
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで										
発行機関名 及び印											
交付年月日	年 月 日										
（注）奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。											

（裏）

注 意 事 項
1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証（被保険者証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。 3 福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定書を必ず本受給資格証に添えて窓口へ提出してください。 4 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。 5 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。 7 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。  有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返してください。

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

御所市長

印

子ども医療費受給資格証交付（更新）却下通知書

年 月 日付けで審査した医療費受給資格証交付（更新）については、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

理由

付記

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号(第4条の2関係)

子ども医療費助成申請書

年 月 日

御所市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話 自宅  
連絡先

下記のとおり医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

受給者	受給者証番号		医療保険記号番号	—			
	保険者名		保険種別				
	住所						
	氏名		性別		生年月日		
医療機関名				医療機関コード			
診療の内訳	入院通院等の区分	入院・入院外		診療月	年 月	診療日数	日
	総医療費点数	総医療費		窓口負担額		定(低)額一部負担金	
	点	円		円		円	
	保険者負担額	附加給付金		高額療養費		支払決定額	
	円	円		円		円	
備考							
上記申請額の受領を 住所氏名 に委任します。							
年 月 日							
住所 申請者 氏名							

医療機関等の領収証明書を添付してください。

入院を伴う入院時食事療養費標準負担額は、給付の対象となりません。

様式第5号(第7条の2関係)

受給資格登録停止通知書

第 号  
年 月 日

様

御所市長

印

年 月 日付で受給資格証を交付した子ども医療費受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起しなければなりません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

受給者番号		受給者	
受給資格登録停止事由			
受給資格登録停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

(注) 本通知受領後、速やかに受給資格証を返還してください。

様式第6号(第7条の2関係)

受給資格登録停止解除通知書

第 号  
年 月 日

様

御所市長 印

年 月 日付で登録を停止した子ども医療費受給資格登録について、  
年 月 日付で登録の停止を解除いたしますので通知します。

(注) 受給資格証を返還いたしますので、本通知受領後速やかにご連絡ください。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条の2関係)

様式第5号 (第7条の2関係)

様式第6号 (第7条の2関係)